

労働相談Q&A

Q 働き方改革では、会社員の兼業・副業が促進

されるそうですが、休日や年次有給休暇を利用して、兼業・副業ができますか。

会社によっては兼業を禁止している場合あり

A 年次有給休暇の利用目的や兼業自体への法的

な規制はありませんが、会社の就業規則によっては、兼業

を禁止している場合がありますので、そのルールに基づき対応する必要があります。まずは勤務先の就業規則や労働契約を確認しましょう。可能な場合でも提供すべき労務に支障が出たり、会社の名誉・信用や利益を害する場合は、制限される可能性があります。兼業・副業を行うときは、労働者と会社の双方が納得できるよう、会社と十分にコミュニケーションを取ることが重要です。

(産業振興課)